

予定されていなかった被葬者 －周溝内埋葬の評価と埋葬メンバーシップ－

藤井 整

はじめに

方形周溝墓の被葬者の中には、どういうわけか墳丘の上ではなく、周溝の中に葬られる人がいる。報告例を確認すると、その数は近畿地方だけでも50例以上にのぼる。周溝の中に人が埋葬されるということは、弥生人が溝の中までを墓の区画の中だと認識していたことの表れなのだろう。しかし、墳丘の上にはまだ埋葬スペースは残されており、なぜ周溝の中に埋葬する必要があったのか、その説明が求められてきた。

この問題に先鞭をつけた都出比呂志氏は、豊中市宮ノ前遺跡の評価として、「方台部」の被葬者を家長とその世帯、「困溝外部」はそれ以外と位置づけ、この埋葬施設を墳丘上の被葬者と対比する形で、従属的な存在、つまりは階層差として位置づける考えを示した。^(注1)

関東地方の事例を分析した伊藤敏行氏は、埋葬に関わる施設としての積極的な位置づけを与えたが、^(注2)福田聖氏はその理解のみでは不十分であると指摘し、①埋葬施設、②埋葬に関する何らかの施設、③周溝構築の際の掘方、の可能性があると整理を行った。^(注3)その上で福田氏は、関東地方には普遍的に存在すると見られていた周溝内埋葬について、一部の壺棺を除けば埋葬施設と認識できるものはないことを指摘した。関東地方では、この問題について周溝の掘削方法や、平面プランとの関係性にまで論及する研究が進められている。

周溝内埋葬について集成した岩松保氏は、「台状部」と周溝内の被葬者がともに木棺を使用することから、両者の間に質的な差異はないと位置づけながらも、それらは「集団」として生前から分かれていたものとし、都出説を踏襲する考えを提示した。^(注4)岩松氏の議論は、供献土器のあり方や墳丘構築の形態とあわせ、社会構造にまで分析を進めた点で特筆すべきものではあるが、資料の認定に対する福田氏の視点を欠くという問題を残していた。

近畿地方では岩松氏の論考以外に、体系的にこの問題を扱ったものはほかになく、各報告書の中で、その可能性が指摘される資料が蓄積されていくといった状況が続いた。この背景には、関東ローム層をベースとする遺跡での多彩な成果に支えられる関東地方と異なり、近畿地方では周溝内埋葬以前に、周溝の認定そのものさえが困難な場合があるといった、地質的な問題もあるように思う。

さらに厄介なことに、周溝内埋葬は非常に検出が困難な位置にある。方形周溝墓の溝内には多くの供献土器が横たわり、また方形周溝墓自体も一基見つければ、それこそ芋づる式に次々と検出される場合が多い。多くの緊急発掘の場合、周溝の中に埋葬施設が存在するかどうか注意しつつ、何度にもわけて掘り下げるといった余裕はないというのが現実ではないだろうか。その結果、掘削が終了してから溝底のくぼみに気づき、周溝内埋葬の可能性があると報告することになるのは、決して個人の技量の問題だけではないはずである。

以上のような問題点をふまえ、小文では周溝内埋葬の認定方法を明示した上で、墳丘上の被葬者と周溝内の被葬者の差異が、何に起因するものなのかを明らかにすることを目的として、論を進めることとしたい。

1. 周溝内埋葬の認定

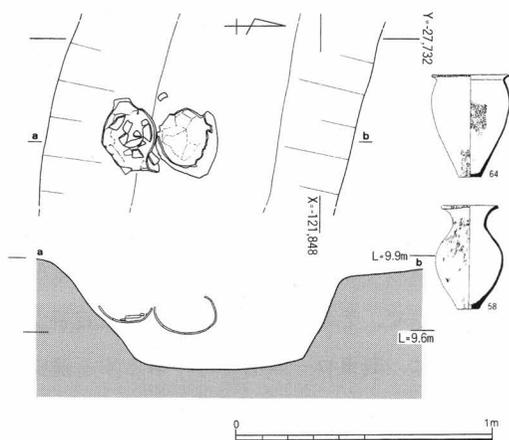
近畿地方において周溝内埋葬として報告されているものには、墳丘上の埋葬施設と同じく、木棺墓、土壙墓、土器棺墓の3者がある。その数は散見したものだけでも50例近くにはのぼるが、その多くは「可能性」の指摘を行ってはいるが、根拠まで明示されたものは少ない。以下、周溝内埋葬の認定条件について、各埋葬施設ごとに検討することとしたい。

(1) 土器棺墓

土器棺墓については、土器がそれらしい角度で検出されれば、単体での出土であっても「可能性あり」と報告される場合が多い。ここで重要なのは、土器棺墓と供献土器とを区別する明確な根拠であるが、明記されているものは極めて少ない。しかし、近年の成果では、供献土器のあり方は非常に多様であることが明らかとなっており、周溝内への土器棺埋葬の認定についてはもう一步踏み込んだ議論が必要であろう。

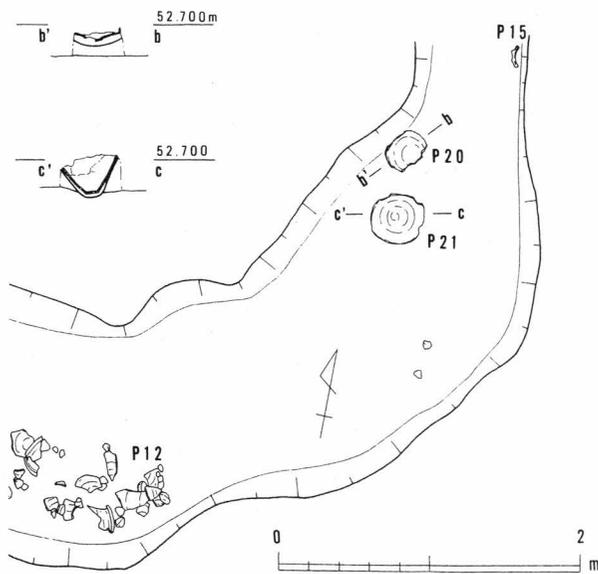
京都府大山崎町下植野南遺跡S T F 180では口縁を互い違いに溝底にして横たわる二個体の供献土器が出土した(図1)。筆者はこれが人為的に置かれたものである可能性が高いと報告したが、こうした事例は、檀原市伴堂遺跡などでも報告されるようになり、単なる偶然ではないことが明らかになってきている。

こうした事例から導かれる、供献土器が「墳丘上から転落した」ものに限らないという知見は、周溝内における土器棺墓の認定をいっそう困難にして



第1図 供献土器(下植野南遺跡S T F 180)

いる。岩松氏はこの点について「周溝内の掘り方の有無」が一つの指標となるとの考えを示している。^(注7) 筆者も少なくとも、斑鳩町西里遺跡 S T - 01 甕棺にみられるような立て据えられたものについては、土器棺墓と認めてよいものと考えてきた^(注8) (図 2)。しかし、田原本町阪手東遺跡^(注9) 2 次、橿原市土橋遺跡^(注10) など相次いで立て据えられた状態の供献土器が検出されるに至り、「周溝内の掘り方の有無」で



第 2 図 立て据えられた供献土器 (西里遺跡)

は根拠とならないことが明らかとなった。前述した西里遺跡の事例も、その状況から立て並べられた供献土器である可能性が高いものと考えられる。

筆者はかつて近畿地方における土器棺墓の検討を行ったが、土器棺墓の認定については、供献土器や埋葬目的以外の埋設土器との区別が困難であるとの視点から、合わせ口のものだけを分析対象とした。^(注11) 少なくとも蓋が伴わなければ土器棺墓と認定できないとする立場では、削平されていることの多い近畿地方の方形周溝墓において、周溝内埋葬の土器棺墓を見出すことは極めて難しい。しかし、この認識が甘ければ、かえってこの墓制の本質を見間違ふことになりかねない。こうした条件を設定した上で、土器棺墓の可能性を指摘できるのは、橿原市曲川遺跡など数例に限られる。^(注12) 現時点では、合わせ口のものゝ認定の条件としておきたい。将来的にはこうした合わせ口のものについて、土器棺と供献土器を峻別することも視野に入れねばならない。

(2) 土壙墓・木棺墓

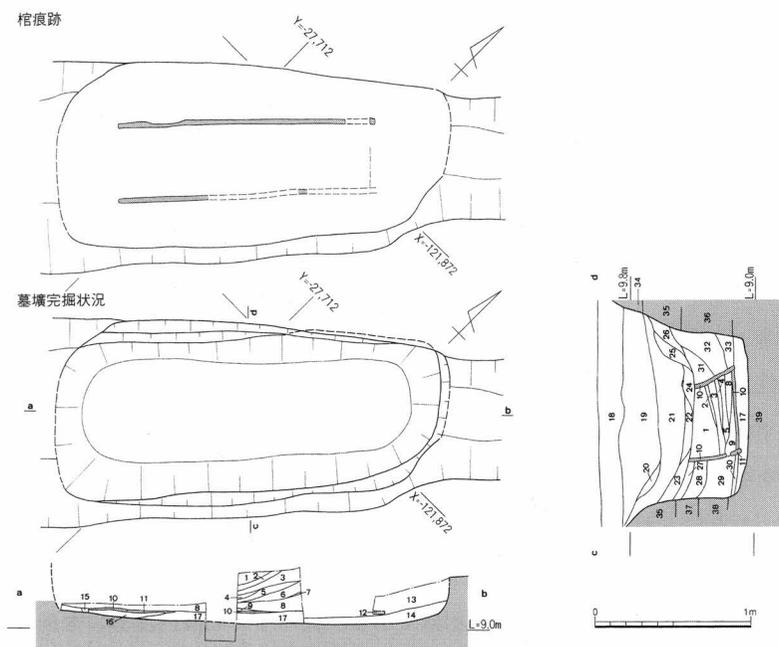
「可能性」の議論は、土壙墓や木棺墓の事例にも存在する。これらの遺構の場合、墓壙の輪郭を平面プランとして確認し、その中に周溝の埋没堆積とは明らかに異なるブロック状の堆積を認めたといった「根拠」が示されるべきであるが、多くは完掘した後に窪みが残されていたといったことから、やはりその「可能性」だけが指摘される場合が多い。しかし、周溝を掘削した弥生人が作った不規則な凹凸と周溝内埋葬の主体部の掘り方を、掘削を終えた後に判別することは事実上困難である。従って、周溝内埋葬は掘削前に検出し、少なくとも説明可能な状態で検証する必要がある。以下、京都府内の 2 つの事例を軸に、

周溝内の土壙墓と木棺墓の認定方法について考えたい。

下植野南遺跡では、1基の木棺墓が周溝内から見つかっている(図3)^(注13)。S T F 186の主体部1では、周溝内埋葬を検出するために、周溝に直交する形で複数の断割を設定し、周溝内の不自然な窪みを探すという手法をとった。結果として、U字形に掘削された周溝とは異なり、ほぼ垂直におちる遺構の掘り方を確認することができた。この地点では、土層観察用のセクションを残しつつ、断割の周囲を数cm単位で慎重に掘り下げ、最終的には棺底に近いレベルまで下げた段階で、ようやく明瞭な墓壙の輪郭と棺痕跡を平面的にとらえることに成功した。

検出の重要なポイントは、周溝と墓壙の掘方が重なる、溝底に近い地点である(図4)。周溝内埋葬が木棺墓の場合、棺が腐朽した後に周溝埋土が棺内に流入するため、平面プランを上面に近い位置(検出面A)で検出することは困難である。S T F 186の事例でも、第21層が大きく落ち込んできており、上面での平面プラン検出は困難であった。

図示したとおり、検出面Aでは、墓壙の掘り方は周溝の輪郭中に収まっているが、徐々に周溝が底にむかってU字形にすぼまっていくのに対し、墓壙は垂直に掘り込まれるため、検出面Bでは墓壙が溝底を壊す結果になる。つまり、方形周溝墓が著しく削平されている場合、もしくは溝の掘削を進めた段階で、墓壙の輪郭は溝底を壊す形ではっきりと現れるのである。この点に注意して検出するだけでも、より建設的に議論の俎上にのる資料は増



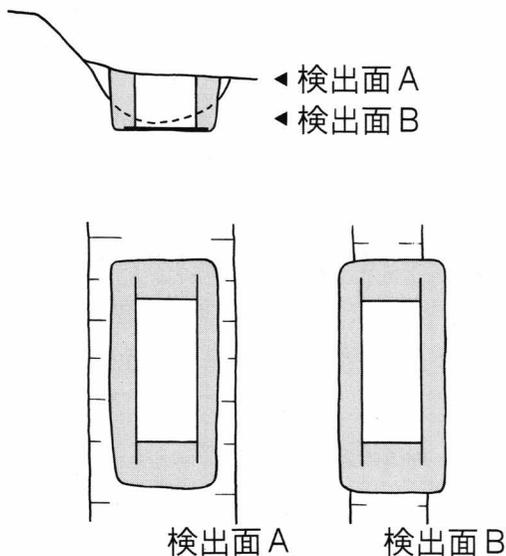
第3図 周溝内埋葬(下植野南遺跡S T F 186)

加するはずである。^(注14)

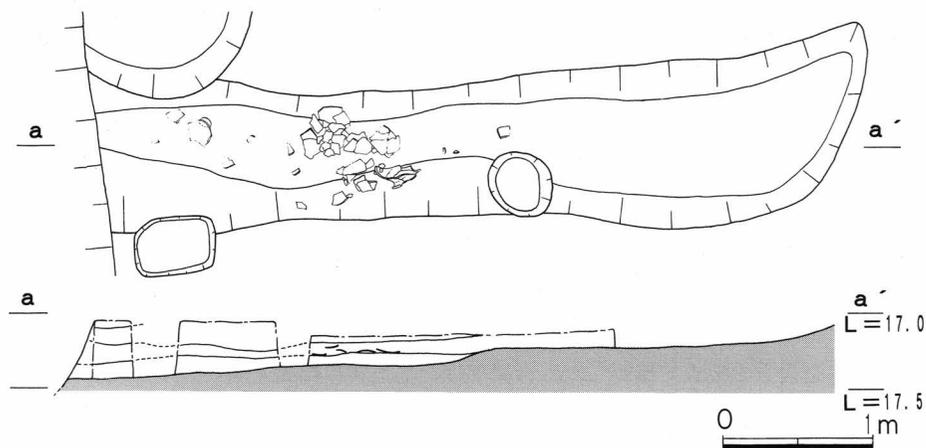
さて、周溝内に認められる「窪み」が周溝内埋葬の根拠とならないという事例として、長岡京市神足遺跡 R750次調査の方形周溝墓1の事例を検討したい。^(注15)この方形周溝墓の南溝でも、周溝内埋葬を検出するために複数の断割を設定したところ、図5のa'側からa側にむかって、50cmほどの落差をもって急激に深くなることがわかった。このため、周溝に対して縦方向のトレンチを設定したが、断面はゆるやかに下がる形状をしており、その東西傾斜にそって土器が落ち込んでい

ることが確認できた。この状況から、木棺墓もしくは土壙墓を想定することは困難である。つまり、福田氏のいう「埋葬に関する何らかの施設」もしくは「周溝構築の際の掘方」といった可能性のあるものが、近畿地方にも存在することが明らかとなったわけである。

これまで、遺構の底面が平らにならないような、いびつな形状の土壙であっても、木棺墓、もしくは土壙墓の「可能性」があると指摘されてきた。その背景には、墳丘上と周溝内の被葬者には階層差があり、周溝内の被葬者に対してはあまりていねいな墓壙掘削が行われていないのではないかといった、密集型土壙墓の議論を念頭においた予測もあったのではないかと思う。^(注17)しかし、このような墓壙以外の可能性のある事例を排除していけば、



第4図 周溝内埋葬概念図



第5図 周溝に見られる窪みの事例

下植野南遺跡の事例のように、墳丘上の主体部と埋葬施設単位としては差がないということが指摘できるのである。

こうした視点に立つと、残念ながらほとんどのものがグレーゾーンとなってしまうが、この遺構の評価が、階層差や親族構造の位置づけに少なからず影響を与えている以上、厳密であるべきであろう。周溝内埋葬の認定については、棺痕跡が図面、写真等で明瞭に再確認できるもの、断面図が提示されているものしか现阶段では認めがたいといわざるを得ない。つまり、福田氏が関東の事例で指摘したと同じく、近畿地方においても周溝内埋葬はわずかしか存在していない可能性が高いと考えられるのである。

2. 周溝内埋葬の再評価

検討してきたように、土器棺墓の認定は極めて困難で、土壙墓や木棺墓と報告されたものについてもそのほとんどを根拠が薄いとみた。この分析結果に基づき、周溝内埋葬はこれまで想定されていたよりもはるかに少ないという視点から、周溝内埋葬の位置づけについて考えてみたい。

再評価の中で重要なことは、墓壙の深さである。前述した下植野南遺跡 S T F 186 の事例では、棺底はほぼ溝底と同じ高さで、木棺墓の掘方の深さは少なくとも60cmであった。木棺墓の墓壙本来の深さを知るデータはないが、四条畷市雁屋遺跡で出土した中期後葉の木棺の厚さは約7～14cmである^(注17)。これを参考に復元すると、底板と蓋板を合わせて14～28cm、それに加えて遺体を納める空間、さらに蓋板の上にかげられる土などを考慮すれば、掘削される墓壙の深さは少なく見積もって50～60cmは必要という計算になる。これは、先述した下植野南遺跡 S T F 186 での検出例と違和感のない数値といえよう。

この数値を元に考えると、周溝掘削直後に60cmという深さの掘り込みが行われたと見られる事例はないことに気付く。つまり、周溝内埋葬は周溝が埋没しはじめてから埋葬されているのである。そもそも、弥生人が周溝掘削直後に埋葬し、周溝底を深く掘削してくれてさえいれば、周溝内埋葬の議論はもう少し容易であったに違いない。つまり、周溝内埋葬の被葬者は、厳密には墳丘上の被葬者と同時期に埋葬されておらず、少なくとも初葬者よりは遅れて埋葬されているというように位置づけられるのである。

「墳丘上と周溝内の埋葬時期は厳密には同時ではない」という視点は、弥生人の墓域管理、つまりは周溝の再掘削とも密接に関係する問題である。下植野南遺跡では、周溝の再掘削の痕跡を複数の地点で確認した。再掘削は、①当初は幅狭く深いU字形だった周溝を幅広に掘り直すもの、②本来隣り合う位置関係にあった「^(注18)接続式」の2基の方形周溝墓の周溝を共有させてしまうもの、といったようないくつかのパターンで実施されていた。

注目されるのは、こうした再掘削という行為は、単数埋葬の方形周溝墓間にあたる周溝でも確認されているという事実である。この事例については、見かけ上は単数埋葬だが、被葬者の追加にともなう再掘削やそれに伴う墳丘の盛り直しが行われた、本来は複数埋葬の方形周溝墓であるという議論も成り立ちうるだろう。しかし、後述するように下植野南遺跡では、埋葬のメンバーシップと方形周溝墓の平面プランには相関関係が認められ、概ね80㎡以下と面積が狭く正方形プランを指向する方形周溝墓は、単数埋葬と位置づけられると考えている。つまり、単数埋葬の方形周溝墓間における再掘削という行為は、墓域を形成した集団による、墓域管理の痕跡に他ならないと評価できるのである。さらに、周溝内埋葬を実施した後の再掘削は考えにくいことから、周溝内埋葬は、「周溝が埋まり始めてから埋葬されている」だけではなく、「墓域の管理が終了」、もしくは「墓域が終焉にむかっている」時期に埋葬された人物だと位置づけられよう。つまり、墳丘上の被葬者とは時間的に開きがあるのである。

次に、墳丘上の被葬者との関係性について考えてみたい。周溝内の埋葬施設として、下植野南遺跡 S T F 186 では木棺墓が確認されている。周辺の方形周溝墓では、墳丘上で木棺墓が検出されていることから、少なくとも埋葬施設としては、墳丘上と質的に異なるといったことはないといえる。ただし、埋葬条件は言うまでもなく非常に悪い。周溝がほぼ埋没した段階で埋葬されるとはいえ、雨天になれば水没を免れないであろうし、墳丘盛土は崩落してくるので、せっかく木棺に葬られていても、死後その埋葬位置や埋葬施設の規模を再認識することは困難である^(注19)。このように位置づけると、扱いの悪さは否めず、これまでの議論のように、階層的従属関係が存在すると評価されることについての違和感はない。

しかし、階層的従属関係として位置づけた場合、墳丘上の土壙墓と周溝内の木棺墓の関係についての説明が困難になろう。木棺墓と土壙墓の被葬者を比較すると、埋葬された人物の年齢、性別などに偏りはなく、被葬者の情報からはこの両者に差は認められないことがわかる。ただし、埋葬施設単体として見た場合大庭重信氏が指摘しているように、朱の撒かれる埋葬施設は明らかに木棺墓に偏っており、木棺墓と土壙墓の間には格差が存在するものとみてよいだろう^(注20)。また、木棺として好んで使用されるコウヤマキやヒノキについても、この棺材を入手、加工し、埋葬する点を考慮すれば、それが不要でない土壙墓の間には階層的な差が横たわっていると考えてよかろう。そうなれば、墳丘上の土壙墓と周溝内の木棺墓の関係は逆転することになる。つまり、墳丘上と周溝内の格差を、「家父長層とそれ以外」とした階層構造の枠組みで説明すると、①墳丘上の土壙墓と周溝内の木棺墓の関係性、②周溝内埋葬の数が少ないこと、③埋葬時期が「周溝が埋没してから」に限

られること、の説明が付かなくなるという問題が残るのである。

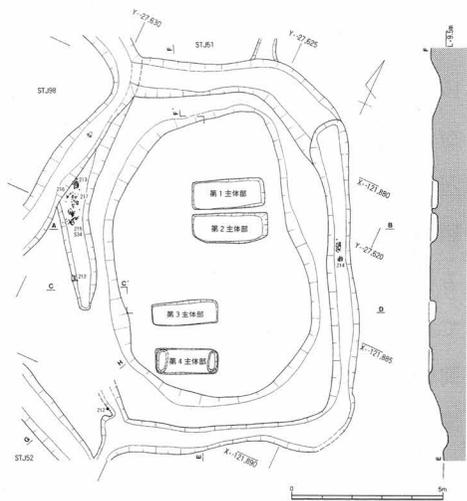
3. 埋葬のメンバーシップと平面プラン

方形周溝墓に埋葬される人々は、集落構成員の全てではなく、選択されている^(注21)。さらに、土器棺墓の検出例が極めて少ないことから、埋葬されない共同体構成員の存在も想定しうる。また、埋葬が許されるステイタスにある者にも、無区画の木棺墓または土壙墓に埋葬される者、単数埋葬の方形周溝墓が与えられる者、複数埋葬の方形周溝墓に入れられる者といった区分が明確に存在していると考えられる。この「埋葬のメンバーシップ」については、生前から決定しているものであり、その埋葬可能人数にあわせた造墓が行われているものと考えられる^(注22)。

例えば、二棺並列の事例には、下植野南遺跡STJ99(図6)のように、当初から意図されて配列されていると考えられるものが散見される。大庭氏によれば、空間占有型と空間分有型では、区画内の配置パターンが異なる^(注23)という。何より、方形周溝墓の墳丘上の面積は限られているにもかかわらず、無秩序な墓壙配列を見せる方形周溝墓は極めて少ないという事実がこれを裏付けているといえよう。

墓壙の配置パターンだけでなく、方形周溝墓の平面積も、埋葬のメンバーシップによって規定されているものと考えられる。下植野南遺跡では、約80㎡を境に単数埋葬と複数埋葬の差が認められた。つまり、単数埋葬のものは小規模に、複数埋葬のものはその埋葬対象者の数によってサイズが規定されているものと考えられるのである。

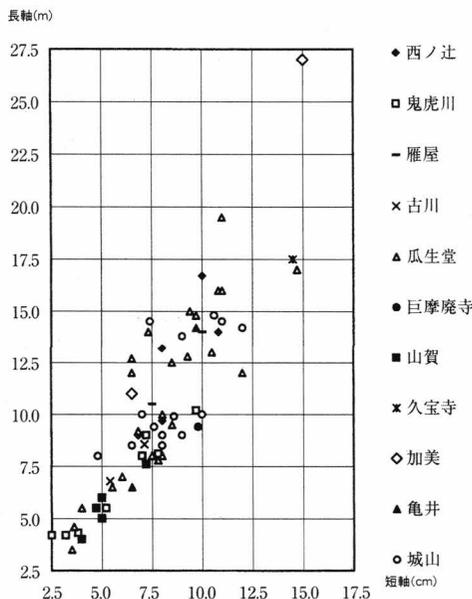
図7は東大阪市の多賀晴司・岡田佳之氏が作成した河内地域における墳丘規模のグラフである。ちょうど平面積が80~100㎡前後までの方形周溝墓は、平面形が正方形を指向するが、それ以上になると急にばらつきが大きくなる^(注24)ことが読み取れる。つまり、単数埋葬の方形周溝墓は、被葬者数が一人であることが決まっているために、当初から正方形を指向し、そして小規模に造営される傾向にある。これに対して複数埋葬のものは、その埋葬予定人数にあわせて造営されるわけである。方形周溝墓の造営時には、埋葬予定人数は固定的で、その配置パターンも含めてデザインされている可能性が高



第6図 並列埋葬の事例

いのである。

こうした考えが許されれば、先述した単数埋葬墓で周溝の再掘削が行われていた事例とあわせ、墳丘の盛り直しは、墳丘整形、もしくは墓域管理のために行われることはあっても、盛土を高くすることで埋葬スペースを確保するといったことを一義的な目的として行われることはないと思われ、位置づけることができよう。埋葬に必要な空間は立体的ではなく、平面的に確保されているのである。つまり、周溝内に埋葬された被葬者は、本来埋葬される予定ではなかった人物であると位置づけられるのである。



第7図 方形周溝墓の規模
(多賀・岡田2002より転載)

4. 周溝内埋葬と墳丘の拡張

この問題に深く関わるのが、墳丘の拡張事例である。方形周溝墓における葬送儀礼について論じた大庭氏は、巨摩廃寺の拡張事例について、その主体部配置から、「埋葬空間が手狭になったため、新たに墳丘が造営されたのではない」ことを指摘した上で、それらが墓を造営する側の事情によってなされたものと位置づけた^(注25)。

墳丘の拡張事例については、多くの遺跡で報告例があるが、その全体数に占める割合は低く、一つの遺跡から複数例が検出されることはほとんどない。下植野南遺跡では、82基の方形周溝墓が検出されたが、拡張を行っていたのはS T J 05の1基のみであった。面積的には71.4㎡から89.4㎡への拡張で、先述の「約80㎡ライン」をこえ、本来は単数埋葬用のサイズであったものが、複数埋葬が可能な面積へ変更されたとみることができている。このことから、墳丘拡張の事例と周溝内埋葬の事例の共通点は、「被葬者を追加する」ことにあり、かつこの両者の全体に占める割合は低く、稀な存在であるとみておきたい。つまり、単数埋葬と複数埋葬の間に階層差を認める立場から、この拡張について整理すると、何らかの要因で被葬者の階層的地位がシフトするような状態、すなわち、埋葬の許されていなかった被葬者を、新たに追加することが許された、といった状況が背景にあるものと評価できる。

埋葬の許されていなかった人物の追加という点で、墳丘の拡張にともなう被葬者と周溝内埋葬の被葬者には共通点がある。前者は墳丘上への埋葬が許され、後者は墳丘への埋葬

は許されていないが、ともに非埋葬ステイタスから、階層的に上位へとシフトすることによって、埋葬が許されるステイタスへと入ってきた者と位置づけられるのである。

5. まとめ

周溝内埋葬の被葬者は、方形周溝墓の造営が終焉にむかう墓域で埋葬された人たちである。そして、墳丘上に埋葬余地が残されていても、そこに葬られることは許されていない人たちである。そういう意味では、従属的階層の人物であるという、これまでの評価は誤ってはいないといえよう。ただし、周溝内の被葬者が極めて少ないことなどからこれまで想定されてきたように、墳丘上を家父長、周溝内をそれ以外と位置づけることは難しい。

単数埋葬と複数埋葬の間には階層差が存在し、その平面プラン、墓壙配置は埋葬予定人数などによって規制されている。そして、埋葬のメンバーシップは、少なくとも方形周溝墓の造営時には固定的なものであったと考えられる。同じ集落構成員でありながら存在する、「埋葬されない者と埋葬が許される者」といった区分は、集落内におけるそれぞれの役割によって明確に位置づけられていたのであろう。

複数埋葬の被葬者は、共同体構成員と認められないような乳幼児をも含む埋葬が許されていた集団であり、本人しか埋葬が許されていない単数埋葬の被葬者との間には明確な差がある。しかし、木棺墓、土壙墓といった埋葬施設単位で見れば、明確な優劣はないといえる。この両者の関係性は、墓域内にあっても単数埋葬、複数埋葬の方形周溝墓が混在しているという点などからも、両者の差は支配、被支配といった関係にあるものではないと理解できよう。

このような社会では、集団内における役割というものは、状況により変化することもあり、それまで埋葬のメンバーシップを獲得していなかった人物、つまりは埋葬予定に入っていなかった人物が埋葬可能となる場合も存在したはずである。造墓段階では埋葬が許されていなかった人物が、新たにメンバーシップを獲得した時に発生するのが、周溝内埋葬であったと評価できる。そして、その被葬者が、墳丘上に埋葬されるべきステイタスにまで達していた場合、複数埋葬であれば墳丘上のスペースにそのまま追葬され、単数埋葬の時には区画を拡張して、複数埋葬に見合う面積の方形周溝墓として作りかえてから、追葬されるものと考えられるのである。

小論をまとめるにあたり、多くの方々から資料調査の便宜や数々の有益な御教示をいただきました。記して深謝申し上げますとともに、私の不勉強のためにその意を十分にくみ取れなかったことをお詫びします。

秋山浩三、岩松 保、大庭重信、川部浩司、桑原久男、小池香津江、小池 寛、欄亘田

佳男、深澤芳樹、福島孝行、藤井章徳、豆谷和之(順不同、敬称略)

(ふじい・ひとし=京都府教育庁指導部文化財保護課技師)

- 注1 都出比呂志「農業共同体と首長権－階級形成の日本の特質－」(『講座日本史』1古代国家, 東京大学出版会) 1970
- 注2 伊藤敏行「東京湾西岸流域における方形周溝墓の研究Ⅰ」(『研究論集Ⅳ』, (財)東京都埋蔵文化財センター) 1986
- 注3 福田 聖「溝中土壙小考」(『研究紀要』第8号, (財)埼玉県埋蔵文化財調査事業団) 1991
- 注4 岩松 保「溝内埋葬と方形周溝墓」(『究班』－埋蔵文化財研究会15周年記念論文集－, 埋蔵文化財研究会) 1992
- 注5 石井清司ほか『下植野南遺跡Ⅱ』(京都府遺跡調査報告書第35冊, (財)京都府埋蔵文化財調査研究センター) 2004
- 注6 名倉 聡「伴堂東遺跡」(『奈良県遺跡調査概報1995年度(第1分冊)』, 奈良県立橿原考古学研究所) 1996
- 注7 前掲注4
- 注8 伊藤雅文ほか『生駒郡斑鳩町西里遺跡』(奈良県文化財調査報告書第50集, 奈良県立橿原考古学研究所) 1986
- 注9 清水琢哉・豆谷和之「阪手東遺跡第2次調査」(『田原本町埋蔵文化財調査年報2001 年報11』, 田原本町教育委員会) 2002
- 注10 川部浩司「大和地域の弥生時代墳墓－土橋遺跡の弥生時代中期・方形周溝墓群の検討－」(『地域と古文化』) 2004
- 注11 藤井 整「近畿地方の弥生土器棺墓」(『古代文化』第53巻第2号, (財)古代学協会) 2001
- 注12 曲川遺跡では合わせ口の土器が周溝内で正立した状態で出土している。藤井章徳『曲川遺跡』(元興寺文化財研究所) 2006年刊行予定。
- 注13 前掲注5
- 注14 筆者は同様の方法で、川西市加茂遺跡でも、周溝内埋葬を検出している。主体部2については溝内に掘り方がおさまったため、証明の手だてを欠くが、主体部1については、周溝底を壊すラインをとらえることができた。
榎垣田佳男ほか1996「加茂遺跡第150次調査」(『平成7年度川西市発掘調査概要報告書－阪神・淡路大震災復旧・復興に伴う発掘調査－』, 兵庫県教育委員会・川西市教育委員会)
- 注15 報告に当たり、縮尺等の表示に誤りがありましたので、小論では訂正したものを提示いたしました。お詫びして訂正いたします。
藤井 整「長岡京跡右京第750次・神足遺跡」(『京都府遺跡調査概報』第107冊, (財)京都府埋蔵文化財調査研究センター) 2003
- 注16 福永伸哉「古墳時代の共同墓－密集形土壙群の評価について」(『待兼山論叢』第23号, 大阪大学大学院文学研究科) 1989
- 注17 辻本 武『雁屋遺跡発掘調査概要－四条畷市雁屋北町所在－』(大阪府教育委員会) 1987

- 注18 石黒立人「伊勢湾周辺地方における方形周溝墓出現期の様相」(『マージナル』No.7, 愛知県考古学談話会) 1987
- 注19 墳丘上で認められる、墓壙裾を切り合うような主体部配置などから、掘り方の上には墓壙を表示するような土まんじゅうがしつらえてあり、死後もその墓壙規模や埋葬位置を再認識することが可能であったと考えられる。周溝内の被葬者は再認識が難しい条件での埋葬しか許されていなかったとの評価が与えられよう。
- 注20 大庭重信「方形周溝墓からみた畿内弥生時代中期の階層構造」(『国家形成期の考古学-大阪大学考古学研究室10周年記念論集-』, 大阪大学考古学研究室) 1999
- 注21 藤井 整「方形周溝墓の被葬者-下植野南遺跡の調査から-」(『京都府埋蔵文化財情報』第79号, (財)京都府埋蔵文化財調査研究センター) 2001
- 注22 藤井 整「畿内の方形周溝墓における階層性」(『季刊考古学』92号 雄山閣) 2005
- 注23 前掲注16
- 注24 多賀晴司・岡田佳之「方形周溝墓」(『瓜生堂遺跡第46、47-1・2次発掘調査報告書』, 東大阪市教育委員会) 2002
- 注25 大庭重信「加美遺跡方形周溝墓の葬送過程の復元」(『大阪市文化財協会研究紀要』第4号 (財)大阪市文化財協会) 2001